

軽油引取税の課税免除措置の期間延長を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 2 年 1 2 月 1 5 日

提出者

生 越 俊 一  
遠 藤 力 一  
五百川 純 寿

福 井 竜 夫  
加 藤 勇  
福 田 正 明

坪 内 涼 二  
須 山 隆

(別紙)

## 軽油引取税の課税免除措置の期間延長を求める意見書

軽油引取税は、平成21年度税制改正において、道路特定財源が廃止されたことにより一般財源化され、目的税から普通税に移行した。その際、道路を使用しない機械等の燃料に使用される軽油については、平成24年3月31日までの特例措置として課税免除措置が講じられ、その後、3年間の延長が三度実施され、令和3年3月末に適用期限を迎える。

本県においては、採石業、農業や漁業などがこの免税軽油を使用しているところであるが、その多くは経営規模が零細であり、課税免除措置は、県内の幅広い産業の経営安定に貢献している。

厳しい経営環境におかれている県内事業者において、課税免除措置の継続は不可欠なものとなっており、この措置が廃止されれば、事業者の経営を圧迫し、地域経済に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、軽油引取税の課税免除措置を期間延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣

【令和2年12月15日原案可決】